

林業女子会@山口 規約

(名称)

第1条 本会は、林業女子会@山口（リンギョウジョシカイ アット ヤマグチ）と称する。

(目的)

第2条 本会は、女性の感性を活かした取り組みを通じて森林・林業を発信し、森林・林業、ひいては山口県の活性化を目指すことを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、山口県下に置く。

(事業内容)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 森林・林業情報の発信
- (2) 森林・林業体験イベントの企画・運営
- (3) 森林・林業に関する勉強会
- (4) 会員同士の情報交換及び交流活動
- (5) その他、本会の目的の達成に必要な事業

(会員)

第5条 会員となる資格を有するものは次のとおりとする。

- 1 本会の目的に賛同する山口県内在住の女性

(入会)

第6条 入会をする者は、入会の意思を代表に表明すること。

(年会費の納入)

第7条 本会は、必要に応じて、会員より年会費を集めることができる。年会費の徴収や額については、総会において定めるものとする。

(役員)

第8条 本会は次の役員を置く。

代 表 1人

会 計 1人

その他代表が必要と定める役員 若干名

(役員を選任)

第9条 自薦、他薦を問わず、候補者を推薦し総会において決定する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員が生じた場合は、役員会の推薦により補充することができる。補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び運営会議とする。

(総会)

第12条 総会は、年1回以上開催し、代表が招集する。

- (1) 代表が必要と認めたとき
- (2) 3分の1以上の会員から総会の招集の請求がなされたとき
- (3) 総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は、出席会員の過半数をもって決する。ただし、欠席者は、委任状の提出により議決権を委任できる。

(運営会議)

第13条 本会は、その運営を円滑に行うために、運営会議を開催する。

- 2 運営会議は、必要に応じて代表が招集する。

(事業年度)

第14条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、代表が定める。

付 則

この規約は、平成26年12月9日より施行する。